

令和 5 年度

雫石町水質検査計画



(中央浄水場・浄水棟・配水池)

雫石町上下水道課

雫石町上下水道課では、町民の皆様にお届けする水が安全であることを確認するため、水道法及び水道法施行規則に基づき、令和5年度の水質検査計画を策定しました。

《水質検査計画とは》

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水質管理を行う上で重要なものです。

水質検査計画とは、水源からご家庭の蛇口に至るまでの適正な水質管理を行うために、水質検査項目や検査頻度などを定めたものです。

《計画の内容》

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の留意点
4. 原水及び浄水の採水地点
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 水質検査の方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. 水質検査計画の見直し
10. 水質検査の精度と信頼性
11. 関係者との連携

1. 基本方針

雫石町水道事業により供給する水が、水質基準に適合し、安全であることを確認するために、以下の方針で水質検査を行います。

- (1) 採水場所は、水質基準が適用される蛇口（浄水）に加えて、浄水場の入口及び水源において原水の水質確認をするため、検査を行います。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、水質管理上必要と判断した項目について、検査を行います。
- (3) 検査頻度は、水源の種類や状況、過去の検査における検出状況などを考慮して定めます。
- (4) 水質検査は、厚生労働省の登録を受けている民間の業者に、採水から検査まで一貫して依頼し、水道法で定められた方法で行います。
- (5) 検査結果については評価の上、需要者の皆様に公表致します。

2. 水道事業の概要

雫石町上水道の概要です。

(1) 給水状況（令和3年度末データ）

区 分	内 容
給水区域面積	91.65 km ²
給水区域内人口	15,349 人
給水人口	13,367 人
給水戸数	5,376 戸
普及率（給水区域内）	87.09 %
計画一日最大給水量	8,731 m ³
一日最大配水量	7,367 m ³
一日平均配水量	6,322 m ³

(2) 浄水場・水源の名称、水源の種類及び浄水方法

浄水場の名称	所在地	水源の名称	原水の種類	浄水力 (m ³ /日)	前年度 平均配水量 (m ³ /日)	浄水方法	使用剤
中央浄水場	小日谷地 23-9	・第1水源 ・第2水源	・葛根田川伏流水 ・浅井戸 (翠石川・葛根田川合流点)	2,000	498	・塩素消毒	・次亜塩素酸 ナトリウム
玄武浄水場	長山有根 19-24	・第3水源 ・第4水源	・湧水 (玄武洞付近)	2,000	1,606	・塩素消毒	・次亜塩素酸 ナトリウム
高倉浄水場	西根柏木平 62-2	・第5水源	・深井戸 (岩座橋付近)	5,210	2,131	・塩素消毒	・次亜塩素酸 ナトリウム
鶯宿浄水場	鶯宿第6地割 34-41	・鶯宿水源	・鶯宿川表流水 (栗滝橋付近)	1,500	182	・薬品沈殿 急速ろ過 ・塩素消毒	・次亜塩素酸 ナトリウム ・ポリ塩化 アルミニウム ・苛性ソーダ
矢用浄水場	西安庭第1地割 13-2	・矢用第1水源 ・矢用第3水源	・深井戸 (南畑小学校北側)	1,070	517	・塩素消毒 ・pH調整	・次亜塩素酸 ナトリウム ・炭酸ガス
第一配水池 (浄水場兼)	西根田茂木 6-37	・西部水源	・湧水 (葛根田第二発電所南側)	1,990	439	・塩素消毒	・次亜塩素酸 ナトリウム
橋場浄水場	橋場明神下 60-3	・橋場水源	・浅井戸 (竜川・坂本川合流点)	186	63	・急速ろ過 ・塩素消毒	・次亜塩素酸 ナトリウム ・ポリ塩化 アルミニウム
極楽野浄水場	長山極楽野 220-3	・極楽野水源	・深井戸 (岩手山神社西側)	141	44	・塩素消毒	・次亜塩素酸 ナトリウム

3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理の留意点

浄水施設では原水水質の状況を把握し、施設ごとに適正な浄水処理を行い、基準に適合した安全な水を供給しています。

◎ 原水

(1) 河川表流水及び伏流水取水施設

・鶯宿水源 ・第1水源

鶯宿浄水場は、鶯宿川から直接河川表流水を取水していることから、水質変化の影響を受けやすいため、薬品による凝集沈殿を行ったうえ、急速ろ過機により処理を行っております。

中央浄水場は、葛根田川の伏流水(第1水源)と浅井戸(第2水源)で取水しており、河川の濁りが出た場合は、第1水源の取水を停止し、第2水源に切替る等の措置をしています。

(2) 湧水取水施設

・第3水源 ・第4水源 ・西部水源

玄武浄水場と西部第一配水池(浄水場兼)は、湧水を水源としており、湧出量は季節により変動はありますが、年間を通じ水質は概ね安定しており、特別な浄水施設を設けず、塩素消毒のみ行い配水しています。

(3) 地下水取水施設（浅井戸 浅層地下水）

・第2水源 ・橋場水源

中央浄水場の第2水源は、浅井戸から取水し、年間を通じ水質は概ね安定しています。

橋場浄水場の橋場水源は、地質に由来したマンガン成分が検出されますが、急速ろ過処理により、水質基準値未満の数値まで除去しています。

(4) 地下水取水施設（深井戸 深層地下水）

・第5水源 ・矢用第1水源 ・矢用第3水源 ・極楽野水源

高倉浄水場と矢用浄水場及び極楽野浄水場は、深井戸から取水し、年間を通じ水質は概ね安定しています。ただし、矢用第1・第3水源については、pH値が若干高いため薬品によるpH調整を行っています。

◎ 浄水

(1) 各浄水場共通

- ・ 消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム）による消毒副生成物
- ・ 各給水区域末端での色・濁り・残留塩素

(2) 各浄水場個別

- ・ クロロホルム、トリクロロ酢酸（鶯宿）

4. 原水及び浄水の採水地点（別図参照）

雫石町上水道の採水地点です。

(1) 原水

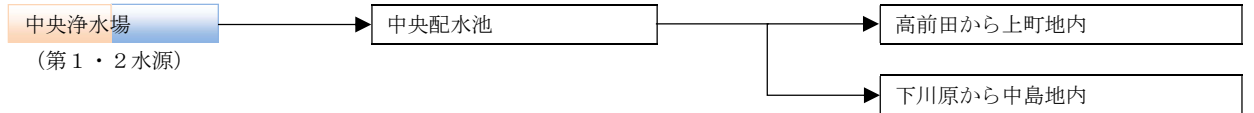
- | | |
|------------|-------------|
| ・ 第1・2水源 | 1箇所（中央浄水場） |
| ・ 第3・4水源 | 1箇所（玄武水源） |
| ・ 第5水源 | 1箇所（高倉浄水場） |
| ・ 鶯宿水源 | 1箇所（鶯宿浄水場） |
| ・ 矢用第1・3水源 | 2箇所（矢用浄水場） |
| ・ 西部水源 | 1箇所（西部水源） |
| ・ 橋場水源 | 1箇所（橋場浄水場） |
| ・ 極楽野水源 | 1箇所（極楽野浄水場） |

(2) 浄水（蛇口）

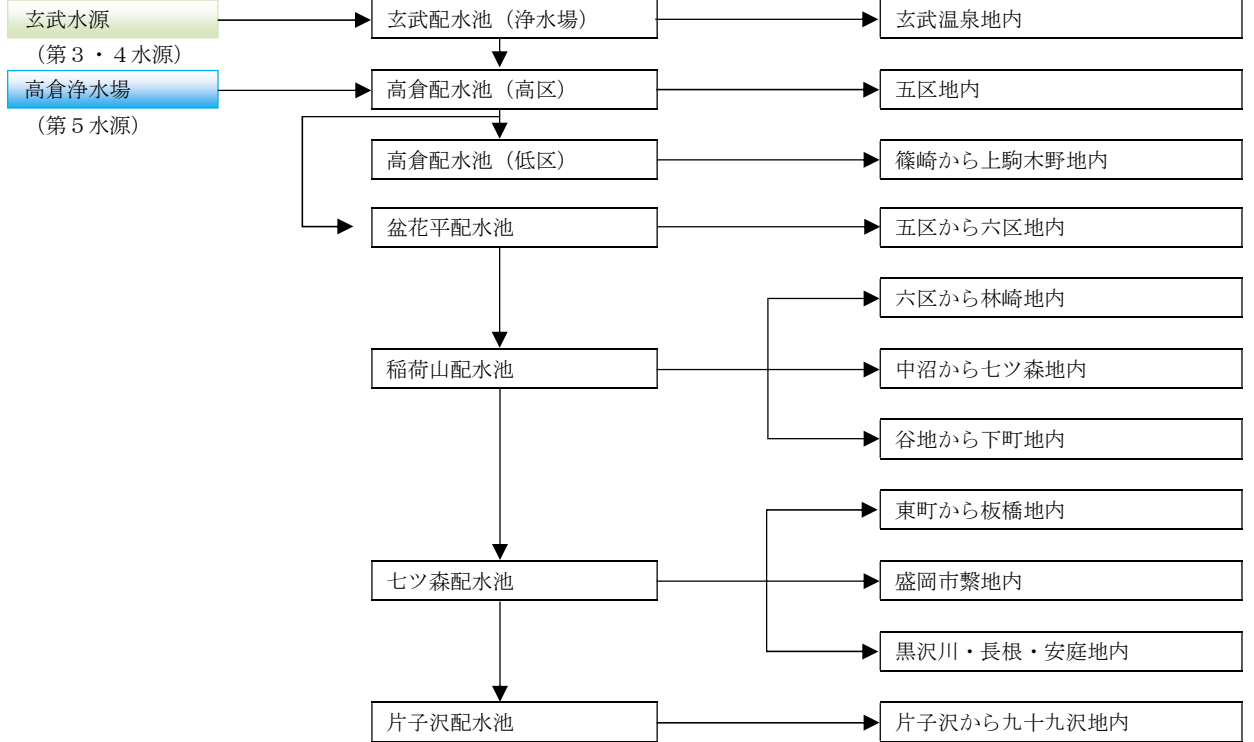
- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| ・ 中央系 | 1箇所（中央浄水場） |
| ・ 玄武・高倉系 | 2箇所（御所防災ダム管理事務所・上駒木野公民館）〔隔月交互に採水〕 |
| ・ 鶯宿系 | 1箇所（鶯宿温泉組合事務所） |
| ・ 矢用第1・2系 | 2箇所（矢用公民館・町営ゲートボール場）〔隔月交互に採水〕 |
| ・ 西部系 | 1箇所（まがき公民館） |
| ・ 橋場系 | 1箇所（安栖公民館） |
| ・ 極楽野系 | 1箇所（極楽野公民館） |

採水地点と水の流れ

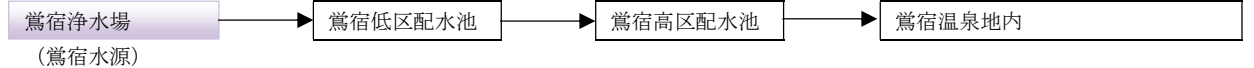
《中央系》



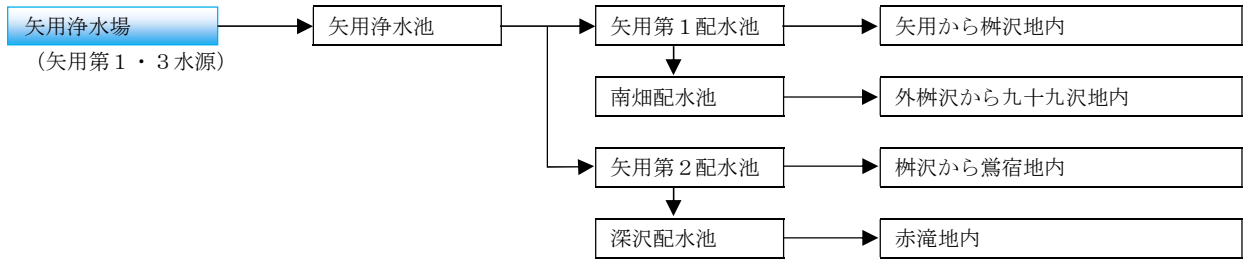
《玄武・高倉系》



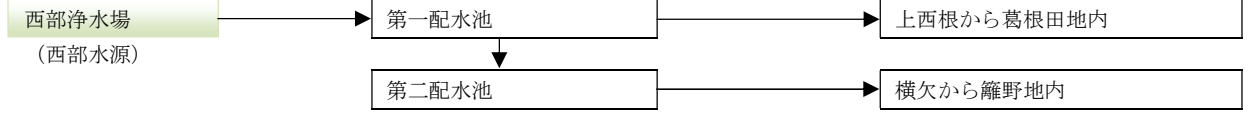
《鶯宿系》



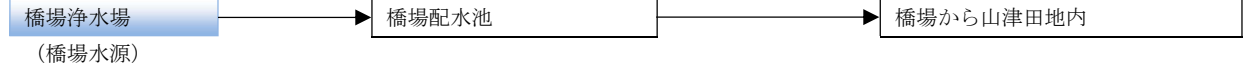
《矢用系》



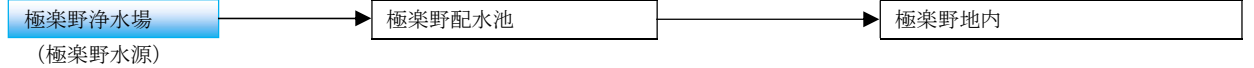
《西部系》



《橋場系》



《極楽野系》



原水採水地点



5. 水質検査項目及び検査頻度

雫石町では、水道法第4条により水道水として供給される水が備えなければならない要件として定められた項目について、各配水系の水質状況を見ながら必要回数検査を実施します。

(1) 毎日検査項目（3項目）

「1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査」については、各配水系の末端に居住している世帯からモニターを選出し、1日1回の毎日検査を実施します。

(2) 水質基準項目（51項目）

水道法で定められた項目について、配水系ごとに採水地点を定め、検査を実施します。項目ごとに、過去3年間の検査結果により検査頻度を設定しますが、安全な水を供給するため全ての項目について、年1回以上の検査を実施します。

※ 検査項目・水質基準は、別表1のとおり

※ 水系ごとの検査項目、検査頻度は別表2のとおり

(3) その他の項目

・原水全項目（消毒副生成物を除く40項目）

水源の水質状況を把握し、水質の安全を確保していくため、各水源の原水全項目検査を実施します。今年度は上水道のうち、中央系、玄武系、高倉系、鶯宿系、西部系、橋場系については年2回（7月、2月）矢用第1系、矢用第3系、極楽野系については、年1回（7月）実施します。

※ 検査項目・水質基準は、別表1のとおり

※ 水源ごとの検査頻度は、別表3のとおり

・クリプトスポリジウム等対策指針に基づく検査

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」、「(2) 原水等の検査」のレベルに合わせた頻度で、クリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施します。

※ 水源ごとの検査項目、検査頻度は別表3のとおり

・水道水の放射性物質の検査

東日本大震災による東京電力福島第一原発事故に伴い放射性物質が放出され、事故直後には各地の水道水から放射性物質が検出されたことから各水源においても、放射性セシウムを年1回（7月）の検査を実施してきましたが、当町の水道水からは放射性物質は検出されていませんので、令和4年度から実施しておりません。

今後は厚生労働省や関係機関の状況を見ながら、検査実施を検討します。

別表 1

水質基準項目（51 項目）、原水全項目（21 番～31 番を除く 40 項目）並びに基準値

番号	項 目	基準値 (mg/L)	検査頻度	検査回数の減	省略の可否
1	一般細菌	100 個以下	概ね 1 月に 1 回以上	不可	不可
2	大腸菌	検出されないこと		不可	不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	概ね 3 月に 1 回以上	可(注 1)	可(注 3)
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下		可(注 1)	可(注 3)
5	セレン及びその化合物	0.01 以下		可(注 1)	可(注 3)
6	鉛及びその化合物	0.01 以下		可(注 1)	可(注 4)
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下		可(注 1)	可(注 3)
8	六価クロム化合物	0.02 以下		可(注 1)	可(注 4)
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下		可(注 1)	不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下		不可	不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下		可(注 1)	不可
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下		可(注 1)	可(注 3)
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下		可(注 1)	可(注 3)
14	四塩化炭素	0.002 以下		可(注 1)	可(注 5)
15	1,4-ジオキサン	0.05 以下		可(注 1)	可(注 5)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		可(注 1)	可(注 5)
17	ジクロロメタン	0.02 以下		可(注 1)	可(注 5)
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下		可(注 1)	可(注 5)
19	トリクロロエチレン	0.01 以下		可(注 1)	可(注 5)
20	ベンゼン	0.01 以下		可(注 1)	可(注 5)
21	塩素酸	0.6 以下		不可	不可
22	クロロ酢酸	0.02 以下		不可	不可
23	クロロホルム	0.06 以下		不可	不可
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下		不可	不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下		不可	不可
26	臭素酸	0.01 以下		不可	不可
27	総トリハロメタン	0.1 以下		不可	不可
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下		不可	不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下		不可	不可
30	ブロモホルム	0.09 以下	不可	不可	
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	不可	不可	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	可(注 1)	可(注 4)	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	可(注 1)	可(注 4)	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	可(注 1)	可(注 4)	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	可(注 1)	可(注 4)	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	可(注 1)	可(注 3)	
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	可(注 1)	可(注 3)	

番号	項目	基準値 (mg/L)	検査頻度	検査回数の減	省略の可否
38	塩化物イオン	200 以下	概ね 1 月に 1 回以上	可(注 2)	不可
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 以下	概ね 3 月に 1 回以上	可(注 1)	可(注 3)
40	蒸発残留物	500 以下		可(注 1)	可(注 3)
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下		可(注 1)	可(注 3)
42	ジェオスミン	0.00001 以下	原因藻類発生時期に 概ね 1 月に 1 回以上	不可	可(注 6)
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		不可	可(注 6)
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	概ね 3 月に 1 回以上	可(注 1)	可(注 3)
45	フェノール類	0.005 以下		可(注 1)	可(注 3)
46	有機物質 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 以下	概ね 1 月に 1 回以上	可(注 2)	不可
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下		可(注 2)	不可
48	味	異常でないこと		可(注 2)	不可
49	臭気	異常でないこと		可(注 2)	不可
50	色度	5 度以下		可(注 2)	不可
51	濁度	2 度以下		可(注 2)	不可

※ 検査回数の減は (注 1)、(注 2) を、省略の可否は (注 3)、(注 4)、(注 5) を参照。

- (注 1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変るおそれが少ないと認められる場合 (過去 3 年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。) であって、過去 3 年間における当該事項の検査結果が水質基準値の 5 分の 1 以下であるときは、概ね 1 年に 1 回以上と、10 分の 1 以下であるときは、概ね 3 年に 1 回以上とすることができる。
- (注 2) 自動連続測定・記録をしている場合、概ね 3 月に 1 回以上とすることができる。
- (注 3) 当該事項についての過去の検査結果が基準値の 2 分の 1 を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかである場合、省略可。
- (注 4) 当該事項についての過去の検査結果が基準値の 2 分の 1 を超えたことがなく、かつ、原水、水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
- (注 5) 当該事項についての過去の検査結果が基準値の 2 分の 1 を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況 (地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。) を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
- (注 6) 当該事項についての過去の検査結果が基準値の 2 分の 1 を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況 (湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。) を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

別表2 系統別検査計画（系統名 中央系） ■10%超過 20%以下（年1回） ■20%超過 50%以下（3月に1回） ■50%超過（毎月）

No.	項目	基準値	過去3年間検査結果最大値	基準比	法令検査頻度	検出状況による法令検査頻度	R5年度検査実施頻度	法令より強化した項目
1	一般細菌	100個/ml以下	0個/ml		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
2	大腸菌	検出されないこと	不検出		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l	10.0%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	0.005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
10	アミン化合物及び塩化アミン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1.46mg/l	14.6%	1回/3ヶ月	1回/年	1回	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.08mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.1mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.11mg/l	18.3%	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.008mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.061mg/l	6.1%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.01mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.03mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.03mg/l	3.0%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	6.4mg/l	3.2%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
38	塩化物イオン	200mg/l以下	7.9mg/l	4.0%	1回/月	1回/月	12回	回数減不可
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	56mg/l	18.7%	1回/3ヶ月	1回/年	1回	
40	蒸発残留物	500mg/l以下	141mg/l	28.2%	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.00001mg/l未満		原水浄化発生時期に概ね1月に1回以上	原水浄化発生時期に概ね1月に1回以上	4回	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.00001mg/l未満		原水浄化発生時期に概ね1月に1回以上	原水浄化発生時期に概ね1月に1回以上	4回	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
46	有機物質（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下	0.5mg/l	16.7%	1回/月	1回/月	12回	回数減不可
47	pH値	5.8以上-8.6以下	6.6		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
48	味	異常でないこと	異常なし		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
49	臭気	異常でないこと	異常なし		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
50	色度	5度以下	0.5度未満		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
51	濁度	2度以下	0.1度未満		1回/月	1回/月	12回	回数減不可

別表2 系統別検査計画（系統名 玄武・高倉系） ■10%超過 20%以下（年1回） ■20%超過 50%以下（3月に1回） ■50%超過（毎月）

No.	項目	基準値	過去3年間検査結果最大値	基準比	法令検査頻度	検出状況による法令検査頻度	R5年度検査実施頻度	法令より強化した項目
1	一般細菌	100個/ml以下	0個/ml		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
2	大腸菌	検出されないこと	不検出		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	0.005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
10	アミン化合物及び塩化アミン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.31mg/l	3.1%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.08mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.1mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.06mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.008mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.005mg/l	0.5%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.01mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.03mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	5.2mg/l	2.6%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
38	塩化物イオン	200mg/l以下	4.1mg/l	2.1%	1回/月	1回/月	12回	回数減不可
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	36mg/l	12.0%	1回/3ヶ月	1回/年	1回	
40	蒸発残留物	500mg/l以下	95mg/l	19.0%	1回/3ヶ月	1回/年	1回	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001mg/l未満		原水採取発生時期ご 概ね1月に1回以上	原水採取発生時期ご 概ね1月に1回以上	4回	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001mg/l未満		原水採取発生時期ご 概ね1月に1回以上	原水採取発生時期ご 概ね1月に1回以上	4回	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
46	有機物質（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下	0.4mg/l	13.3%	1回/月	1回/月	12回	回数減不可
47	pH値	5.8以上-8.6以下	7.8		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
48	味	異常でないこと	異常なし		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
49	臭気	異常でないこと	異常なし		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
50	色度	5度以下	0.5度未満		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
51	濁度	2度以下	0.1度未満		1回/月	1回/月	12回	回数減不可

別表2 系統別検査計画（系統名 鶯宿系） ■10%超過 20%以下（年1回） ■20%超過 50%以下（3月に1回） ■50%超過（毎月）

No.	項目	基準値	過去3年間検査結果最大値	基準比	法令検査頻度	検出状況による法令検査頻度	R5年度検査実施頻度	法令より強化した項目
1	一般細菌	100個/ml以下	0個/ml		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
2	大腸菌	検出されないこと	不検出		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	0.005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.16mg/l	1.6%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.08mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.1mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.19mg/l	31.7%	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.036mg/l	60.0%	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	12回	回数減不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.010mg/l	33.3%	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.002mg/l	2.0%	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.044mg/l	44.0%	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.021mg/l	70.0%	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	12回	回数減不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.008mg/l	26.7%	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.008mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.003mg/l	0.3%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.01mg/l	50.0%	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.06mg/l	20.0%	1回/3ヶ月	1回/年	1回	
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	7.2mg/l	3.6%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
38	塩化物イオン	200mg/l以下	10.2mg/l	5.1%	1回/月	1回/月	12回	回数減不可
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	15mg/l	5.0%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
40	蒸発残留物	500mg/l以下	54mg/l	10.8%	1回/3ヶ月	1回/年	1回	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001mg/l未満		原研薬発生時期ごとの概ね1月に1回以上	原研薬発生時期ごとの概ね1月に1回以上	4回	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001mg/l未満		原研薬発生時期ごとの概ね1月に1回以上	原研薬発生時期ごとの概ね1月に1回以上	4回	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
46	有機物質（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下	0.8mg/l	26.7%	1回/月	1回/月	12回	回数減不可
47	pH値	5.8以上-8.6以下	7.3		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
48	味	異常でないこと	異常なし		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
49	臭気	異常でないこと	異常なし		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
50	色度	5度以下	0.5度未満		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
51	濁度	2度以下	0.1度未満		1回/月	1回/月	12回	回数減不可

別表2 系統別検査計画（系統名 矢用系） ■10%超過20%以下（年1回） ■20%超過50%以下（3月に1回） ■50%超過（毎月）

No.	項目	基準値	過去3年間検査結果最大値	基準比	法令検査頻度	検出状況による法令検査頻度	R5年度検査実施頻度	法令より強化した項目
1	一般細菌	100個/ml以下	0個/ml		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
2	大腸菌	検出されないこと	不検出		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l	10.0%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	0.005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
10	アミン化合物及び塩化アミン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.39mg/l	3.9%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.08mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.1mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.12mg/l	20.0%	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.008mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.020mg/l	2.0%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.01mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.03mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	22.2mg/l	11.1%	1回/3ヶ月	1回/年	1回	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
38	塩化物イオン	200mg/l以下	7.0mg/l	3.5%	1回/月	1回/月	12回	回数減不可
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	10mg/l	3.3%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
40	蒸発残留物	500mg/l以下	150mg/l	30.0%	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001mg/l未満		原研薬発生時期に概ね1月に1回以上	原研薬発生時期に概ね1月に1回以上	4回	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001mg/l未満		原研薬発生時期に概ね1月に1回以上	原研薬発生時期に概ね1月に1回以上	4回	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
46	有機物質（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下	0.3mg/l未満		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
47	pH値	5.8以上-8.6以下	7.6		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
48	味	異常でないこと	異常なし		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
49	臭気	異常でないこと	異常なし		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
50	色度	5度以下	0.5度未満		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
51	濁度	2度以下	0.1度未満		1回/月	1回/月	12回	回数減不可

別表2 系統別検査計画（系統名 西部系） ■10%超過 20%以下（年1回） ■20%超過 50%以下（3月に1回） ■50%超過（毎月）

No.	項目	基準値	過去3年間検査結果最大値	基準比	法令検査頻度	検出状況による法令検査頻度	R5年度検査実施頻度	法令より強化した項目
1	一般細菌	100個/ml以下	0個/ml		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
2	大腸菌	検出されないこと	不検出		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	0.005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
10	アミン化合物及び塩化アミン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.34mg/l	3.4%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.08mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.1mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.07 mg/l	11.7%	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.008mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.002mg/l	0.2%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.01mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.03mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	5.3mg/l	2.7%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
38	塩化物イオン	200mg/l以下	3.9mg/l	2.0%	1回/月	1回/月	12回	回数減不可
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	36mg/l	12.0%	1回/3ヶ月	1回/年	1回	
40	蒸発残留物	500mg/l以下	91mg/l	18.2%	1回/3ヶ月	1回/年	1回	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.00001mg/l未満		原水浄化発生時期ご 概ね1月に1回以上	原水浄化発生時期ご 概ね1月に1回以上	4回	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.00001mg/l未満		原水浄化発生時期ご 概ね1月に1回以上	原水浄化発生時期ご 概ね1月に1回以上	4回	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
46	有機物質（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下	0.3mg/l未満		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
47	pH値	5.8以上-8.6以下	7.7		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
48	味	異常でないこと	異常なし		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
49	臭気	異常でないこと	異常なし		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
50	色度	5度以下	0.5度未満		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
51	濁度	2度以下	0.1度未満		1回/月	1回/月	12回	回数減不可

別表2 系統別検査計画（系統名 橋場系） ■10%超過20%以下（年1回） ■20%超過50%以下（3月に1回） ■50%超過（毎月）

No.	項目	基準値	過去3年間検査結果最大値	基準比	法令検査頻度	検出状況による法令検査頻度	R5年度検査実施頻度	法令より強化した項目
1	一般細菌	100個/ml以下	0個/ml		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
2	大腸菌	検出されないこと	不検出		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	0.005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
10	アミン化合物及び塩化アミン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.05mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.13mg/l	16.3%	1回/3ヶ月	1回/年	1回	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.1mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.06mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.003mg/l	5.0%	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.003mg/l	3.0%	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.009mg/l	9.0%	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.003mg/l	10.0%	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.008mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.002mg/l	0.2%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.04mg/l	20.0%	1回/3ヶ月	1回/年	1回	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.03mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	21.9mg/l	11.0%	1回/3ヶ月	1回/年	1回	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.002mg/l	4.0%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
38	塩化物イオン	200mg/l以下	24.5mg/l	12.3%	1回/月	1回/月	12回	回数減不可
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	38mg/l	12.7%	1回/3ヶ月	1回/年	1回	
40	蒸発残留物	500mg/l以下	172mg/l	34.4%	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.00001mg/l未満		原水採取発生時期ご 概ね1月に1回以上	原水採取発生時期ご 概ね1月に1回以上	4回	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.00001mg/l未満		原水採取発生時期ご 概ね1月に1回以上	原水採取発生時期ご 概ね1月に1回以上	4回	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
46	有機物質（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下	0.4mg/l	13.3%	1回/月	1回/月	12回	回数減不可
47	pH値	5.8以上-8.6以下	7.5		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
48	味	異常でないこと	異常なし		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
49	臭気	異常でないこと	異常なし		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
50	色度	5度以下	0.5度未満		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
51	濁度	2度以下	0.1度未満		1回/月	1回/月	12回	回数減不可

別表2 系統別検査計画（系統名 極楽野系） ■10%超過20%以下（年1回） ■20%超過50%以下（3月に1回） ■50%超過（毎月）

No.	項目	基準値	過去3年間検査結果最大値	基準比	法令検査頻度	検出状況による法令検査頻度	R5年度検査実施頻度	法令より強化した項目
1	一般細菌	100個/ml以下	0個/ml		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
2	大腸菌	検出されないこと	不検出		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.002mg/l	20.0%	1回/3ヶ月	1回/年	1回	
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	0.005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
10	アミン化合物及び塩化アミン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.19mg/l	1.9%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.22mg/l	27.5%	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.1mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.06mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.008mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.004mg/l	0.4%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.01mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.03mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	4.3mg/l	2.2%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.001mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
38	塩化物イオン	200mg/l以下	2.5mg/l	1.3%	1回/月	1回/月	12回	回数減不可
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	28mg/l	9.3%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
40	蒸発残留物	500mg/l以下	98mg/l	19.6%	1回/3ヶ月	1回/年	1回	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.00001mg/l未満		原研薬発生時期ご 概ね1月に1回以上	原研薬発生時期ご 概ね1月に1回以上	4回	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.00001mg/l未満		原研薬発生時期ご 概ね1月に1回以上	原研薬発生時期ご 概ね1月に1回以上	4回	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.002mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005mg/l未満		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	○
46	有機物質（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下	0.3mg/l未満		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
47	pH値	5.8以上-8.6以下	7.6		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
48	味	異常でないこと	異常なし		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
49	臭気	異常でないこと	異常なし		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
50	色度	5度以下	0.5度未満		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
51	濁度	2度以下	0.1度未満		1回/月	1回/月	12回	回数減不可

別表 3

原水全項目検査、クリプトスポリジウム等検査、放射性物質検査

水質検査項目	中央系 第1・2水源	玄武系 第3・4水源	高倉系 第5水源	鶯宿系 鶯宿水源	矢用系 第1水源	矢用系 第3水源	西部系 西部水源	橋場系 橋場水源	極楽野系 極楽野水源
原水全項目	2	2	2	2	1	1	2	2	1
クリプトスポリジウム	4	4	4	4	1	1	4	4	1
ジアルジア	4	4	4	4	1	1	4	4	1
大腸菌（指標菌）	12	12	12	12	4	4	12	12	4
嫌気性芽胞菌（指標菌）	12	12	12	12	4	4	12	12	4

6. 水質検査の方法

水質基準項目や、水質管理目標設定項目、その他の雫石町が独自に検査する項目に関しては、厚生労働省に登録している民間の水質検査機関に依頼して行います。採水については、上下水道課職員立会いで行い、水道法で定められた検査方法で行います。

毎日水質検査項目は、各配水系の末端に居住している世帯からモニターを選出し、1日1回検査を実施します。

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水施設の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他、特に必要があるとみとめられたとき。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、事業年度開始前に作成し、上下水道課で閲覧できるほか、町のホームページに掲載します。また、水質検査結果についても、閲覧及び町のホームページへ掲載します。

9. 水質検査計画の見直し

水質検査の各項目について、検査結果と水質基準を比較検討し、浄水方法の確認や改善、また次年度の水質検査計画へ反映させることにより、安全・安心な水道水の供給を目指します。

10. 水質検査の精度と信頼性

水質検査を依頼する水質検査機関は、厚生労働省に登録され、精度の高い検査体制を整えており、内部精度管理はもちろんの事、外部制度管理にも対応した信頼性の高い水質検査機関で実施します。

11. 関係者との連携

水質汚染事故や、水道水が原因で水質事故が発生した場合には、岩手県環境生活部や岩手県県央保健所、近隣市町村などの関係機関と情報交換するとともに、連携して被害状況等を確認し迅速に対策を講じます

※ お問い合わせ

雫石町役場 上下水道課（施設係）

住 所 〒020-0595

岩手県岩手郡雫石町千刈田 5 番地 1（雫石町役場）

【上下水道課直通ダイヤル及び FAX 番号】

電話 019-692-6408（内線 386・387） FAX 019-692-2813

《参考：雫石町ホームページ》<https://www.town.shizukuishi.iwate.jp/>